

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 告示
知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する件 一六〇
- 私立学校振興助成法第十四条第二項の規定に基づき監査事項を定める件 一六一
- 私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に規定する所轄庁が定める書類を定める件 一六二
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 一六三
- 県営土地改良事業計画を定めた件 一六四
- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件 一六五
- 特定農業用ため池を指定した件 一六六
- 特定農業用ため池の指定を解除した件 一六七
- 競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 一六八
- 保安林の指定をする予定である件 一六九
- 道路の区域を変更する件二件 一七〇

告 示

福島県告示第二百六十三号

知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十一年福島県告示第五百七十二号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月一日

第二中「統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年総務省告示第四百五号）」を「統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）」に改める。

（私学・法人課）

福島県告示第二百六十四号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同項の規定により計算書類（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第百三条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書について受ける公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第百六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和七年度の計算書類及びその附属明細書について受ける監査から適用する。

なお、令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に係る書類に添付する公認会計士又は監査法人の作成する監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

あわせて、公認会計士又は監査法人の作成する監査報告書に係る監査事項を指定する件（平成二十八年福島県告示第二百四号）は廃止する。

令和七年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうかについて監査を受けること。

（私学・法人課）

福島県告示第二百六十五号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に規定する所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和七年度に係る書類の提出から適用する。

令和七年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に規定する所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第百六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

（私学・法人課）

福島県告示第二百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年四月一日から同年五月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）アクロスプラザ大原 福島県いわき市小名浜大原字東田六十六ほか

二 法第八條第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

（一）冷凍機室外機については、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要となるため、施設配置の工事開始の三十日前までに所要の届出を行うこと。

（二）建屋設置等にあたり、騒音規制法に規定する特定建設作業または福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業が生じる場合は、作業開始の七日前までに所要の届出を行うこと。

2 廃棄物に係る事項

（一）事業活動に伴い発生した廃棄物は、分別・リサイクルに努めるとともに、委託処理をする際には、適切な廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可を持った者を選定すること。なお、産業廃棄物の処理を委託するに当たっては、マニフェストの交付及び交付したマニフェストの写しの保存を適正に行うこと。

（二）廃棄物の保管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する保管基準を遵守すること。

（三）従業員や顧客の飲食や嗜好により排出された缶類、ペットボトル、ビン類及び容器包装プラスチックは、産業廃棄物として取扱うこと。

（四）非物販店舗についても、廃棄物が発生する際には適切に処分すること。

3 その他

（一）令和六年七月、九月に届け出た土壌汚染対策法第四條第一項の届出内容に変更があれば、事前に市環境監視センターと協議すること。

（二）建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、対応すること。

三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定により、大枝

地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業（湛水防除事業））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年四月二日から（二十日間）

三 縦覧の場所

国見町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第二百六十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一條第二項において読み替えて準用する同法第三十九條第一項の規定により、令和七年二月五日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあった農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関して、令和七年三月二十五日付けで次のとおり裁定した。

令和七年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積（平方メートル）
南相馬市鹿島区鳥崎字南谷地	三四九	田	一八五
同 市鹿島区鳥崎字南谷地	三四三	田	六四七
同 市鹿島区小島田字仲屋鋪	二七九	田	三一九

二 利用権の内容

水稻の栽培で利用

三 利用権の始期及び存続期間

1 始期 令和七年五月一日

2 存続期間 一〇年

四 農地の所有者等の情報

高田 卯之松（亡）

- 谷地 ツル(亡)
- 佐藤 由房(亡)
- 五 借賃に相当する補償金の額 一四八、六五〇円
- 六 補償金の支払の方法
- 当該利用権の始期までに福島地方法務局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第二百六十九号
 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)第七条第一項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。
 令和七年四月一日

1 特定農業用ため池の名称及び所在地
 福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地
中太田(池)―03	南相馬市原町区中太田字西畑一三〇
松林	伊達市梁川町五十沢字松林五〇地先

2 特定農業用ため池に指定した年月日
 令和七年三月三十一日

(農地管理課)

福島県告示第二百七十号
 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)第七条第一項の規定による特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。
 令和七年四月一日

1 特定農業用ため池の名称及び所在地
 福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地
中の堤(坪田)	相馬市坪田字下高松一三七
掃部介堤	相馬市日下石字高根沢七二〇
姥沢堤	河沼郡会津坂下町大字牛川字寺ノ西

横田ため池

大沼郡金山町大字横田字大曾根二七〇八一三

2 特定農業用ため池の指定を解除した年月日
 令和七年三月三十一日

(農地管理課)

福島県告示第二百七十一号

競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件(平成十八年福島県告示第五百五十一号)の一部を次のように改正する。
 令和七年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

第一の五中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所」に改める。

第六を次のように改める。
 第六 資格の審査の結果の通知

入札参加資格を有すると認定された申請者への審査結果の通知は、認定後速やかに、福島県森林計画課の公式ウェブサイトに森林整備業務競争入札参加資格者名簿を掲載することをもって行うものとする。ただし、審査の結果、参加資格を有すると認められないときは、その結果及び理由を郵送で申請者に通知するものとする。

(森林計画課)

福島県告示第二百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 令和七年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

双葉郡川内村大字下川内字山梨作五〇一の八、五〇一の九、五〇一の二三

二 指定の目的
 水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年 四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道本宮 三春線	本宮市高木字辻七七番 地先から 同 市糠沢字西笹田一 番一六地先まで	変更前	A 六・六〇 B 二六・〇	一、四一〇・五
		変更後	B 一三・八〇 五二・六	一、三六四・六

(道路計画課)

福島県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年 四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡浪江町大字両竹 字原田五七番四地先か ら	変更前	一八・六〇 二四・七	三三五・〇
		変更後	(メートル)	(メートル)

同 郡同 町大字両竹 字庄司口二九番一地先 まで	変更後	一五・四〇 二〇・五	三三五・〇
--------------------------------	-----	---------------	-------

(道路計画課)